

ベトナム法務アップデート～2025 年の総括～

アジアニュースレター

2026 年 2 月 17 日号

執筆者:

[廣澤 太郎](#)

t.hirosawa@nishimura.com

[ファン・ティン・フォン](#)

p.t.huong@nishimura.com

[グエン・ティ・タン・フォン](#)

n.t.t.huong@nishimura.com

[グエン・トゥアン・アン](#)

n.t.anh@nishimura.com

1. はじめに : 変革期にあるベトナムの法環境

2025 年は、ベトナム社会主義共和国の法制度にとって、数十年に一度とも言える構造改革の年となりました。グローバルサプライチェーンの再編、脱炭素化に向けた国際的な圧力、そしてデジタル経済の急速な進展を背景に、ベトナム国会および政府はかつてないスピードで法整備を進めています。本年は、「投資環境の透明化」と「管理の厳格化」という 2 つの明確なベクトルによって特徴づけられました。改正投資法や企業法による市場参入障壁の低下、手続きのデジタル化が進む一方で、グローバル・ミニマム課税（「GMT」）の導入、実質的支配者（「BO」）情報の開示義務化、データ保護規制の強化などにより、コンプライアンス遵守のニーズは確実に上昇しています。本レポートでは、これらの法改正が日本企業の事業運営に与える影響を詳述し、2026 年以降を見据えた戦略的指針を提示します。

2. 会社法および M&A : 透明性の向上と再編

2025 年の企業法務分野における最大のトピックは、企業所有構造に関する透明性の向上と、市場参入プロセスの合理化です。これらは、従来の不透明な慣行を排除し、健全な投資を呼び込むための基盤整備と位置付けられています。

実質的支配者（「BO」）規制の導入とコンプライアンス

企業法の一部を改正する法律（法律第 76/2025/QH15 号、2025 年 7 月 1 日施行）（既存の企業法第 59/2020/QH14 号と合わせて、以下「改正企業法」）および政令第 168/2025/ND-CP 号（以下「政令 168 号」）は、ベトナムのコーポレートガバナンスに重大な転換をもたらしました。

BO の定義と報告義務

新規則は主に、マネーロンダリング対策に関する金融活動作業部会（FATF）の勧告に準拠することを目的としており、企業の背後にいる真の所有者の特定を義務付けています。

| 項目 | 規制内容 | 日本企業への影響 |
|----|-------------------------------|------------------------------|
| 定義 | 定款資本／議決権の 25%以上を（直接または間接に）保有す | 複雑な持株構造を持ち、ベトナム拠点の企業に持分を有する日 |

| | | |
|-------------|--|--|
| | る個人、あるいは主要人事（例：すべての取締役会メンバー、社員総会会長、または取締役／社長の選任、解任、免職）や企業の経営決定（例：定款の変更、再編、解散）を実質的に支配する個人。 | 本企業は、関連するベトナム拠点企業において BO に該当する個人がいるかどうかを特定する作業に着手する必要があります。 |
| 報告義務 | 改正企業法の施行日（すなわち 2025 年 7 月 1 日）以降に新規設立される企業 については、企業登録申請書類に BO リスト（該当者がいる場合）を含める必要があります。 | ベトナムで新規企業を設立する前に、日本企業は企業設立時に管轄の企業登録当局へ報告すべき BO が存在するかどうかを検討・特定する必要があります。 |
| | 既存企業 については、改正企業法の施行後、企業登録情報の変更時に BO リストの提出が求められます。具体的には、この提出は、企業が企業登録内容の変更登録または企業登録内容の変更通知を行う直近の手続きと 同時に 実施されます（企業がそれより早期の情報提供を希望する場合を除く）。 | まだ BO リストを提出していない既存のベトナム拠点企業は、BO としての要件を満たす個人がいるかどうかを検討・特定し、該当者がいる場合は次回の企業登録情報の変更登録時に BO リストを提出しなければなりません。 |
| | 特筆すべき点として、BO の定義では組織について言及されていませんが、株式会社の場合、議決権株式総数の 25%以上を保有する組織である株主に関する情報は、BO 特定の目的のために申告し、管轄の企業登録当局に通知しなければなりません。 | 一方、株式会社は、BO が存在するかどうかにかかわらず、議決権株式の 25%以上を保有する関連機関投資家（組織株主）について、管轄の企業登録当局に報告しなければなりません。 |
| | 株式会社において、BO リストの提出または議決権株式総数の 25%以上を保有する組織株主に関する情報の通知を行った後、それらに変更が生じた場合は、当該リストまたは情報を更新しなければなりません。 | |
| 情報開示 | 国家機関は BO データベースにアクセス可能です。特定の企業 | 完全な匿名性を維持した投資は困難となります。 |

| | | |
|--|--|--|
| | 登録詳細は一般公開される場合がありますが、実質的支配権に関する情報は、法令で定める場合を除き、除外されます。 | |
|--|--|--|

ノミニー（名義借り）スキームへの影響

今回の改正により、外資規制を回避するためにベトナム人個人の名義を利用するスキームは、真の所有者を申告しなければ虚偽申告による違反となり、真の所有者を申告すれば外国投資規制違反が露見するというジレンマに直面します。既存のパートナーシップや持株構造の早急な再検討が推奨されます。

新投資法（2025年投資法）による参入障壁の緩和

2025年12月11日に国会で可決され、2026年3月1日から施行される新投資法（法律第143/2025/QH15号）（以下「2025年投資法」）は、外国人投資家の市場参入プロセスを加速させます。

「投資登録証明書（IRC）先行」原則の廃止

「IRCを取得した後に企業登録証明書を取得する」という厳格な順序が緩和されます。2025年投資法第19.2条に基づき、法律で定められた外国人投資家の市場アクセスに関する特定の条件下では、IRC取得前に経済組織（法人）を設立することが可能となります。この緩和により、外国人投資家はプロジェクト許可（土地取得や環境評価など）を待たずに法人を設立でき、銀行口座開設、採用、オフィス賃貸、IP保護などを先行して進めることが可能になります。

条件付き投資分野の削減

2025年投資法では、「条件付き投資分野」リストから38分野が削除されます。これには、税務・通関手続サービス、数種類の再輸出を伴う一時輸入活動、および労働者派遣サービスなどが含まれると報告されています。さらに、事後チェック制度が導入されることに伴い、一部の条件付き事業については事前のサブライセンスが不要となります。この変更は、事業活動およびM&A活動を活性化させることが期待されますが、規制変更を反映した事前のデューデリジェンス（DD）が求められます。

セクター別の動向

- **再生可能エネルギー**：直接電力購入契約（DPPA）の導入により、再生可能エネルギープロジェクトの収益予測可能性が高まります。しかし、過去のFIT（固定価格買取制度）プロジェクトにおける建設完了証明書（CCA）の欠落問題はいまだ解決されておらず、建設法コンプライアンスへの対応が課題となっています。
- **ヘルスケアおよび医薬品**：2025年7月1日より施行された（一部規定を除く）改正薬事法（法律第44/2024/QH15号）により、外資系企業による医薬品の流通、製造、輸入に関する規制が緩和されました。

競争法と経済集中

近年、ベトナム競争委員会（VCC）は企業結合届出の審査を厳格化していると言われていました。ベトナム国外で行われるグローバルな M&A 案件が、ベトナム国内の売上高や市場シェアによって届出要件に抵触する「域外適用」のケースが増加しているようです。

3. 不動産および建設：喫緊の課題に対処するための主要な変更

2025 年、ベトナムの立法者は不動産および建設分野においてもいくつかの改正がありました。

2024 年土地法の実施における困難および障害を解決するための特定のメカニズム・政策を公布する決議第 254/2025/QH15 号（「決議 254 号」）

抵当権データベース

抵当権情報は、紙ベースの形式ではなく、電子データベースで管理されるようになりました。しかし、決議 254 号の下においても、そのような土地データベースが公開され、国家企業登録ポータルのように第三者が確認できるかどうかは不明確です。

土地価格決定の原則からの市場原理の排除

地価表は、土地の種類、所在地域、および立地に基づいて作成され、地価調整係数は、地価表に規定された所在地域および立地に対応する土地の種類に適用される地価の増減比率となります。政令によりこれらの新規定に関する詳細なガイダンスが提供される予定ですが、地価計算は 2024 年土地法以前に規定されていた方法と類似したものになる可能性があります。

新建設法 2025（法律第 135/2025/QH15 号）（「新建設法」）：国際基準に沿った包括的な改善

手続きの簡素化

新建設法では、当局による技術設計または施工図面設計の審査要件が撤廃されました。新建設法の下では、詳細建設設計の審査、検討、および承認の責任は、プロジェクトの承認（実現可能性調査報告書、経済・技術報告書がプロジェクトの建設または基本設計の基礎となる）に続き、全面的に投資家に委ねられます。

建設契約に関する規制の重要な改善

新建設法は、損害賠償額の予定、不可抗力、および国際慣行を通じた紛争解決といった国際的な慣行を新たに導入しました。具体的には、新建設法は、その金額が違反した義務および違反の重大性と均衡していることを条件に、損害賠償額の予定を適法な補償メカニズムとして明示的に認めています。さらに、新建設法は、該当する事象を列挙することで不可抗力のためのより体系的な枠組みを提供し、合理的な軽減措置と迅

速な通知が行われた場合の免責を認めています。

4. エネルギーおよびインフラ：脱炭素化への法的道筋

第8次国家電力開発計画（PDP8）の実施段階に入り、エネルギー安全保障とグリーン転換のバランスをとるための法的枠組みが急速に整備されています。

(1) 直接電力購入契約（DPPA）の自由化

DPPAに関する政令第57/2025/ND-CP号の施行は重要な転換点です。

- **概要**：大口需要家は、ベトナム電力公社（EVN）を介さずに、再生可能エネルギー発電事業者から直接電力を購入できるようになりました。
- **日本企業への影響**：「RE100」やカーボンニュートラルに取り組む製造業者にとって、ベトナム工場のための再生可能エネルギー確保は不可欠です。長期契約を通じて再生可能エネルギーを直接調達する道が開かれました。

(2) 洋上風力、LNG、および原子力

- **洋上風力**：パートナーシップの形成は進んでいますが、海洋調査の許可プロセスは依然として課題です。新電気法2024（2025年2月1日施行）は、首相に投資方針の承認および開発者の指定権限を付与しており、プロジェクトの加速が期待されます。
- **LNG**：大規模LNG発電計画は進行中ですが、難航するPPA交渉による遅延リスクは依然として高いままです。
- **原子力**：電力不足への懸念から、ニントゥアン省でのプロジェクト再開に向けた議論が具体的になりつつあります。

5. デジタル経済およびデータガバナンス：より厳格化するサイバー空間

個人データ保護法（PDPL）の制定

2025年6月26日、個人データ保護法（法律第91/2025/QH15号）が可決され、2026年1月1日に施行されました。

- **従業員データ**：採用から退職後までの従業員データの取り扱いに関する企業の責任が明文化され、法令で許可される場合や当該従業員との合意がある場合を除き、契約終了後のデータ削除義務が含まれています。
- **厳格な同意**：デフォルトの同意（オプトアウト）は認められず、明確かつ自発的な同意（オプトイン）が必要です。
- **罰則**：罰金は直近年度の収益の最大5%、または30億ベトナムドンのいずれか高い方に達する可能性があり、GDPRレベルの制裁が導入されます。

重要データおよび国境を越える移転・処理規制

ともに 2025 年 7 月 1 日に施行される新規則であるデータ法（法律第 60/2024/QH15 号）およびその指導政令第 165/2025/ND-CP 号は、「コアデータ」および「重要データ」を厳格に定義しています。

- **コアデータ**：国防・安全保障、外交、マクロ経済状況、社会の安定、および地域社会の健康と安全に直接影響を与える重要なデータであり、ベトナム首相が公布するリストに含まれるもの。国境を越える移転および処理には、国境を越える移転および処理に関する影響評価（「CTPIA」）書類の提出と、公安省または国防省からの事前の承認が必要です。ただし、特定の例外に該当する場合は、移転後の CTPIA 書類の提出が求められます。
- **重要データ**：国防・安全保障、外交、マクロ経済状況、社会の安定、および地域社会の健康と安全に影響を与える可能性のあるデータであり、ベトナム首相が公布するリストに含まれるもの。国境を越える移転および処理には CTPIA の事前提出が必要ですが、移転および処理の実施に際し、管轄当局からの事前の承認は不要です。コアデータと同様に、重要データの国境を越える移転についても、CTPIA の事前提出が免除される特定のケースがあります。その場合、代わりに事後提出が必要となります。

推奨されるアクション：猶予期間がないため、即時の対応が必要です。ベトナム子会社のデータを日本のサーバーやグローバルクラウドに保存・転送している企業は、保有データの分類を緊急に行い、CTPIA を実施（該当する場合）する必要があります。

人工知能（「AI」）に関する新規則

AI 法（法律第 134/2025/QH15 号）が制定され、2026 年 3 月 1 日に施行されます。AI 分野で事業を行う組織および個人は、適用法に定められた最高レベルの優遇措置および支援を受ける権利を有し、AI 製品およびサービスの研究、生産、および商業化に資するインフラ、データ、およびテスト環境へのアクセスが促進されます。その反面、AI 関連の役割に応じて、企業はリスク分類に基づき、AI のラベリングやインシデント対応要件など、AI システムの管理および利用に関する特定の義務と責任を負います。

サイバーセキュリティ規制のアップグレード

サイバーセキュリティ法第 116/2025/QH15 号（「2025 年サイバーセキュリティ法」）は、2026 年 7 月 1 日より、サイバーセキュリティ法第 23/2018/QH14 号およびサイバー情報安全法第 86/2015/QH13 号に代替されます。2025 年サイバーセキュリティ法は、ベトナムにおけるサイバーセキュリティ保護、サイバーセキュリティ製品およびサービスの取引活動に直接関与または関連する海外の機関、組織、および個人を広く対象とします。

2025 年サイバーセキュリティ法は、ユーザー情報の検証、データ保管およびデータローカライゼーション（国内保存）要件を含むがこれらに限定されない、サイバー情報の安全を確保するための特定の厳格な要件を規定しています。

6. 労働法：デジタルトランスフォーメーション（「DX」）と労働者保護の融合

電子労働契約

政令 337 号（政令 337/2025/ND-CP）は、労務管理のデジタル化を促進することが期待されます。

- **法的効力**：2026 年 1 月 1 日より、電子労働契約は紙の契約と同様の法的効力を持ちます。
- **国家プラットフォーム登録**：電子労働契約の最後の当事者が署名してから 24 時間以内に、当該電子労働契約は、遅くとも 2026 年 7 月 1 日までに正式に立ち上げられる予定の内務省管理下の「国家電子労働契約プラットフォーム」に送信され、保存されなければなりません。
- **アクション**：アプリケーションプログラミングインターフェース（API）統合のために HR システムをアップグレードし、電子署名のコンプライアンスを確保してください。

大幅な最低賃金引き上げ

2026 年 1 月 1 日から、地域別最低賃金は平均 7.2%引き上げられます。

コストシミュレーションでは、人件費の増加と、それに連動する社会保険負担の両方を考慮する必要があります。

7. 知的財産権：2025 年改正知的財産法（「IP 法」）のポイント

2025 年 12 月 10 日に可決され、2026 年 4 月 1 日に施行される改正 IP 法のハイライトは以下の通りです。

- **悪意（Bad Faith）対策**：「悪意」（すなわち、悪意に基づく当該 IP の登録を受ける権利に関連して第三者が提起した訴訟に関して、管轄裁判所が発行した受理通知）に基づき、工業所有権の対象または商標出願を拒絶／無効にするための明確な法的根拠が導入されました。
- **異議申立期間の短縮**：知的財産出願に対する異議申立期間が、公開から短縮されました。
- モニタリングの頻度を高める必要があります。

8. 紛争解決および腐敗防止

破産法の改正

2025 年 12 月 11 日に採択された再生・破産法は、「支払不能」の定義を変更し、破産手続とは別に実施できる独立した「再生手続」を導入しました。これにより、苦境にある地場パートナーに対する債権回収の選択肢として、清算ではなく再生を通じた方法が拡大します。

9. 結論及びまとめ

2025 年の法改正のうち、日本企業に関連がある内容の要約は以下の通りです。

日本企業のための5つのアクション：

- ① **BO チェック**：現地法人の株主構造を精査し、改正企業法に基づく実質的支配者の特定と報告を確実に実施する。
- ② **データガバナンスの確立**：個人データ保護法およびデータ法に準拠するため、データマッピングを実施し、影響評価（該当する場合）を確立する。
- ③ **エネルギー調達戦略の転換**：工場の脱炭素化に向け、DPPA を通じた再生可能エネルギー調達の検討を開始する。
- ④ **労務管理のDX**：国家電子労働契約プラットフォームを見据え、HR システムをデジタル化し、電子労働契約の適法性を検証する。
- ⑤ **税務コストの再シミュレーション**：GMT による税負担増を計算し、非税制優遇措置に関する情報を積極的に収集するとともに、従業員の給与、保険、その他の適用金額を再計算する。

ベトナムは依然として高い成長ポテンシャルを持つ市場ですが、その恩恵を享受するためのコンプライアンス要件はより高度化しています。当事務所では、これらの法改正に合わせた具体的なアドバイスを提供しております。お気軽にご相談ください。

主要な参照法令：

- 企業/BO：法律第 76/2025/QH15 号、政令 168/2025/ND-CP
- 投資：法律第 143/2025/QH15 号
- 不動産：法律第 135/2025/QH15 号（建設）、決議第 254/2025/QH15 号
- エネルギー：政令第 57/2025/ND-CP、法律第 61/2024/QH15 号（電気）
- ヘルスケアおよび医薬品：法律第 44/2024/QH15 号
- データ保護および AI：法律第 91/2025/QH15 号（PDPL）、法律第 60/2024/QH15 号（データ法）、政令 165/2025/ND-CP、法律第 134/2025/QH15 号（AI）、法律第 116/2025/QH15 号（サイバーセキュリティ）
- 税務：政令 236/2025/ND-CP（GMT）、法律第 67/2025/QH15 号（法人税）、法律第 66/2025/QH15 号（特別消費税）、法律第 109/2025/QH15 号（個人所得税）
- 労働：政令 337/2025/ND-CP、政令 293/2025/ND-CP
- 知的財産：法律第 131/2025/QH15 号
- 破産：法律第 142/2025/QH15 号

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com